

議案第14号

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例（平成27年養父市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

口大屋高齢者コミュニティセンター	養父市大屋町中1026番地1
南谷ふるさとセンター	養父市大屋町門野62番地

別表に次の2表を加える。

（口大屋高齢者コミュニティセンター）

（単位：円）

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
大会議室	1,830	4,880	7,930	2,440	5,490	2,440
ステージ	150	400	650	200	450	200
健康相談室 (和室)	270	720	1,170	360	810	360
調理実習室	540	1,440	2,340	720	1,620	720

（南谷ふるさとセンター）

(単位：円)

区 分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
研修室	780	2,080	3,380	1,040	2,340	1,040
大会議室	1,920	5,120	8,320	2,560	5,760	2,560
ステージ	180	480	780	240	540	240
研修室(和室)	510	1,360	2,210	680	1,530	680
教養室(和室)	510	1,360	2,210	680	1,530	680
調理実習室	540	1,440	2,340	720	1,620	720

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後のセンターの使用に係る使用料について適用する。

(養父市立口大屋高齢者コミュニティセンター設置及び管理条例の廃止)

- 3 養父市立口大屋高齢者コミュニティセンター設置及び管理条例(平成16年養父市条例第142号)は、廃止する。

(養父市立南谷ふるさとセンター設置及び管理条例の廃止)

- 4 養父市立南谷ふるさとセンター設置及び管理条例(平成16年養父市条例第179号)は、廃止する。

議案第14号 養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案																																								
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																								
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷ふれあいセンター</td> <td>養父市三宅694番地1</td> </tr> <tr> <td>八鹿ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町八鹿838番地2</td> </tr> <tr> <td>小佐ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町小佐833番地</td> </tr> <tr> <td>高柳ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町高柳608番地1</td> </tr> <tr> <td>伊佐ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町伊佐431番地</td> </tr> <tr> <td>宿南ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町宿南1187番地1</td> </tr> <tr> <td>建屋教育集会所</td> <td>養父市建屋209番地</td> </tr> <tr> <td>西谷ふれあいの家</td> <td>養父市大屋町筏561番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地1	八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地2	小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地	高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地1	伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地	宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地1	建屋教育集会所	養父市建屋209番地	西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷ふれあいセンター</td> <td>養父市三宅694番地1</td> </tr> <tr> <td>八鹿ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町八鹿838番地2</td> </tr> <tr> <td>小佐ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町小佐833番地</td> </tr> <tr> <td>高柳ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町高柳608番地1</td> </tr> <tr> <td>伊佐ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町伊佐431番地</td> </tr> <tr> <td>宿南ふれあい倶楽部</td> <td>養父市八鹿町宿南1187番地1</td> </tr> <tr> <td>建屋教育集会所</td> <td>養父市建屋209番地</td> </tr> <tr> <td>西谷ふれあいの家</td> <td>養父市大屋町筏561番地</td> </tr> <tr> <td><u>口大屋高齢者コミュニティセンター</u></td> <td><u>養父市大屋町中1026番地1</u></td> </tr> <tr> <td><u>南谷ふるさとセンター</u></td> <td><u>養父市大屋町門野62番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地1	八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地2	小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地	高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地1	伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地	宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地1	建屋教育集会所	養父市建屋209番地	西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地	<u>口大屋高齢者コミュニティセンター</u>	<u>養父市大屋町中1026番地1</u>	<u>南谷ふるさとセンター</u>	<u>養父市大屋町門野62番地</u>
名称	位置																																								
大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地1																																								
八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地2																																								
小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地																																								
高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地1																																								
伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地																																								
宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地1																																								
建屋教育集会所	養父市建屋209番地																																								
西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地																																								
名称	位置																																								
大谷ふれあいセンター	養父市三宅694番地1																																								
八鹿ふれあい倶楽部	養父市八鹿町八鹿838番地2																																								
小佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町小佐833番地																																								
高柳ふれあい倶楽部	養父市八鹿町高柳608番地1																																								
伊佐ふれあい倶楽部	養父市八鹿町伊佐431番地																																								
宿南ふれあい倶楽部	養父市八鹿町宿南1187番地1																																								
建屋教育集会所	養父市建屋209番地																																								
西谷ふれあいの家	養父市大屋町筏561番地																																								
<u>口大屋高齢者コミュニティセンター</u>	<u>養父市大屋町中1026番地1</u>																																								
<u>南谷ふるさとセンター</u>	<u>養父市大屋町門野62番地</u>																																								
別表（第8条関係）	別表（第8条関係）																																								
(大谷ふれあいセンター) (略)	(大谷ふれあいセンター) (略)																																								
(八鹿ふれあい倶楽部) (略)	(八鹿ふれあい倶楽部) (略)																																								
(小佐ふれあい倶楽部) (略)	(小佐ふれあい倶楽部) (略)																																								
(高柳ふれあい倶楽部) (略)	(高柳ふれあい倶楽部) (略)																																								
(伊佐ふれあい倶楽部) (略)	(伊佐ふれあい倶楽部) (略)																																								
(宿南ふれあい倶楽部) (略)	(宿南ふれあい倶楽部) (略)																																								
(建屋教育集会所) (略)	(建屋教育集会所) (略)																																								
(西谷ふれあいの家) (略)	(西谷ふれあいの家) (略)																																								
	<u>(口大屋高齢者コミュニティセンター)</u>																																								
	(単位：円)																																								

現 行	改 正 案						
特別料金（各施設共通） 1～3 （略）	使用時間区分及び基本使用料						
	区 分	9時から			13時から		18時から
		12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
	大会議室	1,830	4,880	7,930	2,440	5,490	2,440
	ステージ	150	400	650	200	450	200
	健康相談室 (和室)	270	720	1,170	360	810	360
	調理実習室	540	1,440	2,340	720	1,620	720
	(南谷ふるさとセンター)						
	(単位：円)						
	使用時間区分及び基本使用料						
	区 分	9時から			13時から		18時から
		12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
	研修室	780	2,080	3,380	1,040	2,340	1,040
	大会議室	1,920	5,120	8,320	2,560	5,760	2,560
	ステージ	180	480	780	240	540	240
研修室（和室）	510	1,360	2,210	680	1,530	680	
教養室（和室）	510	1,360	2,210	680	1,530	680	
調理実習室	540	1,440	2,340	720	1,620	720	
特別料金（各施設共通） 1～3 （略）							